

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第4回）

日時：令和2年7月14日（火）午前11時～

場所：都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

—— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
（仮称）小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業
- 2 その他

【審議資料】

資料1 「（仮称）小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業」調査計画書

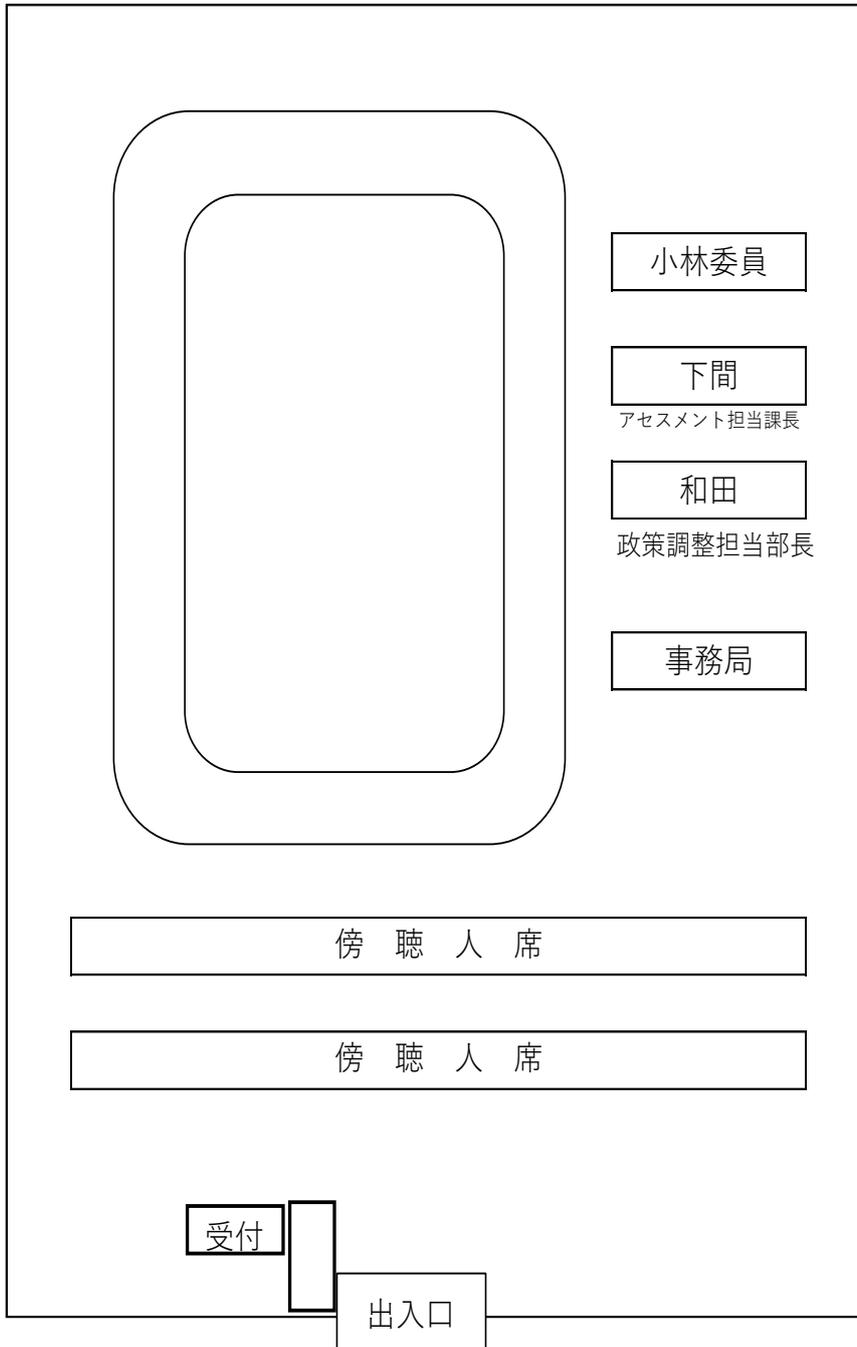
資料1-1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

資料1-2 「（仮称）小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

令和2年度「東京都環境影響評価審査会」第一分会 座席配置

日時：令和2年7月14日（火）午前11時～

場所：都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室A



< Webexによる出席者 >

審査会会長 柳委員
第一分会長 齊藤委員
荒井委員
奥委員
玄委員
小堀委員
高橋委員
堤委員
寺島委員
平林委員
森川委員

(11名)

第一部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の 項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和2年7月14日

(事業名称) (仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業

1 選定した環境影響評価の項目 12項目 (選定した理由 P94~95)

大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺では他の事業が施行又は計画されていることから、周辺事業の実施に伴う工事用車両及び関連車両の影響について可能な限り把握するとともに、将来交通量を適切に算定すること。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 5項目 (選定しなかった理由 P96)

悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、史跡・文化財

意見なし

3 都民の意見及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「(仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地域区長からの意見	2 件
合 計	2 件

2 周知地域区長からの意見

【品川区長】

環境全般

工事中及び供用開始後における関連車両の出入りが、一般車の通行に影響を与えないよう、適正な運行管理や走行ルートの設定等について、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞の防止や地域住民への交通安全の確保を十分に行ってください。

環境項目について

- 1、電波障害、風環境、景観等については、周辺開発等も考慮し、周辺環境と調和のとれたものとすべく評価計画をお願いいたします。
- 2、評価計画に当たっては、「武蔵小山周辺地域街並み誘導指針」に基づき、周辺の交通環境や工事期間中の近隣商店への影響についても考慮してください。
- 3、十分な緑化、酷暑対策（ミスト噴水など）を検討願います。広場・緑地の配置について、隣接街区との連続性等を考慮のうえ検討をお願いします。

その他

- 1、区内において調査等を実施する際は、当区の所管部門と連携し、事前に十分な住民説明を実施して下さい。
- 2、計画に変更等が生じた際には、当区の所管部門まで速やかにお知らせ下さい。

【目黒区長】

生物・生態系

「目黒区生物多様性地域戦略」では、都立林試の森公園を含めた周辺を「めぐろの森」の一つである「下目黒不動の森」として位置付けている。「めぐろの森」は、区外からのいきものの導入と、地域のいきものの供給等の機能を持つ、核となる緑地が広がる一帯としており、当該地区は近接した場所にあり、生物多様性に配慮した計画とすること。

景観

緑化景観の部分では、単に量的なみどりの確保だけでなく、生物多様性に配慮し、質を高める視点を導入すること。

自然との触れ合い活動の場

生物多様性に配慮した自然との触れ合い活動の場とすること。

「(仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業」に係る
環境影響評価調査計画書について (案)

第 1 審議経過

本審議会では、令和 2 年 5 月 25 日に「(仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺では他の事業が施行又は計画されていることから、周辺事業の実施に伴う工事用車両及び関連車両の影響について可能な限り把握するとともに、将来交通量を適切に算定すること。

第 3 その他

選定した環境影響評価の項目及び調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合や、調査等の手法に変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 2 年 5 月 25 日	・ 調査計画書について諮問
部 会	令和 2 年 7 月 14 日	・ 環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、 水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自 然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果 ガス) ・ 総括審議
審議会	令和 2 年 7 月 21 日	・ 答申 (予定)